

令和7年度決済データを活用した観光客消費動向調査業務 仕様書

1 業務の目的

宿泊旅行統計調査（観光庁）において、令和6年の本県における、①外国人延べ宿泊者数の回復率（令和元年比）や②平均宿泊日数が全国的に低位であることが課題となっている。

本調査は、クレジットカードの決済データを取得・収集し、国内外の観光客の消費動向データを分析することで、今後の本県の観光施策の立案及び効果的なプロモーションの実施につなげることを目的に実施する。

2 契約期間

契約日から令和8年2月27日（金）まで

3 業務内容

本県に来訪した国内外の観光客を対象に、以下のデータを取得・収集及び分析を行うこと。

（1）必須データ対象期間

令和6年7月1日～令和7年6月30日

※この期間に加えてデータを提供できる場合は提案すること。

（2）取得・収集対象及び分析項目

クレジットカードを利用した決済データを取得・収集し、本県に来訪した国内外の観光客の消費動向を分析すること。

①取得・収集対象

クレジットカードによる県内の決済データを取得・収集の対象とする。

※ただし、提案にあたっては以下の点に留意すること。

- ・一定期間連続して利用がある決済データは居住者とみなし除外するなど、観光客を対象とした決済データを取得・収集すること。
- ・取得・収集する決済データが、本県に来訪した国内外の観光客の消費動向等の実態を反映できているか、統計学上の考え方（サンプル数、標本設計や標本誤差率等）を明示すること。
- ・決済データを取得・収集するクレジットカードのシェア率を明示すること。
- ・既に自社保有するデータについては、積極的に有効活用すること。

②分析項目

県内における国内外観光客の消費動向データを分析することとし、分析項目については、以下の分析例を参考に、有効かつ多くの項目を提案すること。

なお、分析を行った結果得られた本県の課題について、解決方法も含め

て提示すること。

【分析例】

- ・県内における全体的なクレジットカード決済件数と消費単価・総額
- ・県内市町ごとの消費動向の特性
- ・属性（性・年代、居住地、年収、業種、家族構成等の特性）に応じた消費傾向
- ・月別での消費傾向
- ・県内スポット別での消費傾向
- ・クレジットカード決済件数が上位の県内スポット毎の消費傾向
- ・外国人観光客の国・地域毎の消費傾向

※分析対象の国・地域は次のとおり（サンプル数が不足する等の理由により分析できない場合は本県と協議すること）。韓国、中国、台湾、香港、タイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、フィリピン、ベトナム、インド、オーストラリア、アメリカ、カナダ、メキシコ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、スペイン、北欧地域（スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、フィンランド）、ロシア、中東地域（GCC 6 カ国（サウジアラビア、アラブ首長国連邦、バーレーン、オマーン、カタール、クウェート）、トルコ、イスラエル）

（３）データのビジュアライズ化業務

BI ツール Tableau により、取得・収集した決済データをビジュアライズ化したダッシュボードを作成し、本県に提供すること。

権利等の都合でビジュアライズ化できる範囲に限られる等がある場合については、提案の際に説明すること。

（４）分析支援

本県からの問い合わせに対して、分析の手法や方向性の助言を行うこと。

４ 納品物

納入を求める成果物	形式	納入の期日
分析結果（ローデータ及びビジュアライズ化したデータ）	・ローデータは Excel（csv） ・ビジュアライズ化したデータは Tableau（twbx）	令和 7 年 10 月 17 日（金）
業務完了報告書	原則として A 4 版・両面印刷 （電子データ等・紙 両方）	令和 8 年 2 月 20 日（金）
その他実施内容の説明に必要と思われる資料	原則として A 4 版・両面印刷 （電子データ等・紙 両方）	令和 8 年 2 月 20 日（金）

5 その他

- (1) 事業実施にあたって、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとする。
- (2) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに県に報告し、その指示に従うこと。
- (3) 業務遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- (4) 県は、必要に応じ、受託先を訪問して状況確認を行うとともに、実地および書面による検査を実施することができるものとする。
- (5) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。
- (6) 本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条および第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）および成果物のうち県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (7) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ウ 県に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。
- (8) 受託者が（7）のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (9) 障がい等を理由とする差別解消の推進
受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。